

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
- (2) 監査対象期間：平成21年度
- (3) 監査実施期間：平成22年5月18日から平成22年6月18日

監査対象機関名	監査実施期間
健康増進課（病院事業）	平成22年6月8日～平成22年6月10日
医療指導課（病院事業）	平成22年6月8日～平成22年6月10日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成22年6月15日～平成22年6月18日
荻田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成22年5月18日～平成22年5月19日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成22年5月26日～平成22年5月27日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いて実施した。特に、病院事業においては、流動資産、流動負債、企業債及び借入金、また、電気等3事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）に留意した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第2 監査の結果

企業局の電気事業における経営管理及び財務に関する事務は、次のとおり改善を要するものが見受けられた。

松瀬ダム建屋修繕工事において、廃棄物処理費の数量及び共通仮設費、現場管理費並びに一般管理費の算出を誤ったため、積算過大となっている。

その他公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。